

# 平成28年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

## 第1 監査の結果の報告

平成28年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成30年5月11日に議会、知事に報告（平成30年5月11日付け北海道公報第2982号で公表）した。

## 第2 監査の結果に基づき講じた措置

### 1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
地方独立行政 法人北海道立 総合研究機構	(1) 循環資源利用促進重点課題研究 開発事業費補助金において、補助 対象とならない経費を補助対象経費 としたことから、補助金22万8,000円 が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領してい た補助金について、返還に向けた手続 きとともに、補助金の申請等におい ては、誤りのないよう一層の正確を期す など、適切な事務処理を行うよう指導 し、過大分については返還されました。
地方独立行政 法人北海道立 総合研究機構	(2) 団体が北海道から譲与を受けて 保有する特許権について、これを 維持するための特許料を納付しな かったことから権利が消滅してい るものがあった。	当該団体に対し、特許権の管理に当 たっては、特許料の納付期限の情報共 有及び納付状況の確認を徹底するな ど、適切な事務処理を行うよう指導し ました。
学校法人釧路 商専学園	(3) 学校法人は、財務計算に関する 書類については、財政及び経営の 状況について真実な内容を表示し なければならないが、資金収支計 算書等の決算額が総勘定元帳など の金額と一致していないものや貸 借対照表に計上している資産、負 債等を資金収支計算書の関連科目 に計上していないもの、また、固 定資産のうち時の経過によりその 価値を減少するものについては、 減価償却を行わなければならない が、これを行っていないものがあ り、会計処理が不適切なものとな っていた。	当該団体に対し、関係法令及び団体 の規程に基づき、適切な会計処理を行 うよう指導しました。

## 2 指導事項に対する措置

### (1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の 執行に関 するもの	(ア) 補助事業の執行において、当該年度中に使う予定がないボランティア事業に使用する物品の購入経費を補助対象経費に算入しているものがあった。	当該団体に対し、物品の購入に当たっては、団体の事業実施予定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 高等学校等就学支援金の支給事務において、高等学校等の設置者は、生徒から提出のあった保護者等の課税証明書等の内容を確認することにより、支給額を算定しなければならないが、算定の基礎とすべき年度とは異なる年度の課税証明書により支給額を算定したことから、生徒が受給すべき就学支援金が過少となっているものがあった。	当該団体に対し、高等学校等就学支援金の支給に当たっては、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(ウ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、サービスの提供に要する費用徴収額の算定を誤り、入居者からの徴収額を誤っているものがあった。	当該団体に対し、サービスの提供に要する費用徴収額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。
イ 支出に 関するもの	(ア) 当該団体に対し、サービスの提供に要する費用徴収額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。	当該団体に対し、団体の財務会計規程等の周知徹底を図るとともに、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 団体の規程では、航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、航空賃の支払を証明するに足りる書類として現に支払った旅客運賃に係る領収書、航空機の搭乗券等を添付することとされているが、これを添付していないものがあった。	当該団体に対し、旅費の請求に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。

ウ 契約に関するもの	(ア) 指定管理業務を行う施設のトレーニング室の業務委託において、団体の規程では、予定価格が100万円以上である場合には、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	当該団体に対し、予定価格調書の作成に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 指定管理業務において、団体の規程では、契約を締結する者から、契約保証金を納める必要がないと認められる場合を除き、契約金額の100分の10以上を納めさせなければならないが、特段の理由なく、これを免除しているものがあった。 また、団体では、清掃業務委託契約に係る予定価格の積算について、清掃員の人数を誤ったことなどから、予定価格が過大となっているものがあった。	当該団体に対し、契約の締結に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。 また、予定価格の積算に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すよう指導しました。
	(ウ) 社会福祉施設等施設整備事業に係る工事契約において、団体の入札公告では、契約保証金を納付させ、又はこれに代わる担保を提供させなければならないが、これが行われていないにもかかわらず契約を締結しているものがあった。	当該団体に対し、契約の締結に当たっては、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(エ) 団体の規程では、物品賃貸借契約において、納品が行われたときは、その給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。	当該団体に対し、物品賃貸借契約の給付の完了の確認検査に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
エ 財産管理に関するもの	(ア) 団体の規程では、収納した現金は直ちに銀行等に預け入れなければならないが、これを適切に行っていないものがあった。 また、10万円を限度として手元に現金を置くことが出来るとされてい	当該団体に対し、収納した現金の取扱や保管に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。

	<p>るが、これを超えて恒常的に多額の現金を保管しているものがあつた。</p>	
	<p>(イ) 団体の規程では、保有する金銭については、園長が保管しなければならないとされているが、園長以外の者が保管しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、保有する金銭については、団体の規程に基づき、適切に保管するよう指導しました。</p>
オ 工事に 関するもの	<p>(ア) 家畜保護施設の建築工事において、水道管の分岐工事費に係る単価を見積りにより策定するに当たり、団体の規程では、前年度の実勢価格や類似品による査定が困難な場合は、見積価格の詳細を確認し、協議を行った上で査定方法を決定し単価を策定する必要があるが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事費に係る単価の策定に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 屋根改修工事において、団体の規程では、施工内容を追加して工事を行う場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、設計変更が必要な工事の着手に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 空調機更新工事において、機器類の積算に当たり、団体の規程では、見積りにより単価を徴収する場合は、あらかじめ所属長の決裁を得て書面により見積依頼を行う必要があるが、これらを行わずに見積単価を徴収しており、事務処理が適切でないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事費に係る単価の策定に当たっては、団体の規程に基づき、適切に事務処理を行うよう指導しました。</p>
カ その他 団体の経 理に関するもの	<p>(ア) 団体の寄付行為等では、予算及び事業計画については、あらかじめ評議員会の意見を聞いて、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならないが、年度開始後に議決して</p>	<p>当該団体に対し、予算及び決算等については、団体の寄付行為等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

<p>いるものがあつた。</p> <p>また、決算及び事業の実績などについては、毎会計年度終了後2箇月以内に理事会や評議員会に、提出、報告などを行わなければならないが、年度終了前や2箇月経過後にこれを行っているものがあつた。</p> <p>さらに、監事による監査報告については、決算承認前に理事会及び評議員会に提出しなければならないが、決算承認後に行われているものがあつた。</p>	
<p>(イ) 団体の規程では、予算に関することは総会の議決を得た上で、すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理することとされているが、補助金の変更申請に係る補正分については、総会の議決が行われないうちに、支出が行われているものがあつた。</p> <p>また、予算の議決がないにもかかわらず、議決証明のある事業予算書を添付して、補助金の申請を行っているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、補助金の変更申請に当たっては、団体の規程に基づき、総会の議決を得るよう指導するとともに、議決を得た事業予算書を添付するよう指導しました。</p>
<p>(ウ) 補助金において、補助対象事業により取得した財産を担保に供しようとするときはあらかじめ知事等の承認を受けなければならないが、この手続を行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、補助対象事業により取得した財産を担保に供しようとするときは、あらかじめ知事等の承認を得るよう指導しました。</p>
<p>(エ) 団体の規程では、資金の借入を行う場合は、あらかじめ理事会の承認が必要とされているが、これを得ずに借入れを行っているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、資金の借入に当たっては、団体の規程に基づき、あらかじめ理事会の承認を得るよう指導しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
-----	---------	-----------

	<p>(ア) 補助事業者において、補助金等が過大となっているものなどがあったことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金等の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p> <p>また、補助金の額の確定に当たっては、提出された実績報告等の書類を十分精査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
	<p>(イ) 学校法人は、財務計算に関する書類については、財政及び経営の状況について真実な内容を表示しなければならないが、資金収支計算書等の決算額が総勘定元帳などの金額と一致していないものや貸借対照表に計上している資産、負債等を資金収支計算書の関連科目に計上していないもの、また、固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するものについては、減価償却を行わなければならないが、これを行っていないものがあり、会計処理が不適切なものとなっていたことから、現地調査をするなど適切な会計処理となるよう団体を指導する必要がある。</p>	<p>当該団体に対し、現地調査を実施し、関係法令及び団体の規程に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>

### 3 検討事項に対する措置

項目	検討事項	講じた措置
	<p>(ア) 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金において、当該事業により取得した財産については、効率的な運用を図らなければならないが、交付基準額の算定に用いる介護施設等</p>	<p>当該補助事業において、補助対象経費となる備品整備等の判断基準を示すため、事務処理マニュアルを作成し、各振興局に配付し、適切な事業執行について周知しました。</p>

の定員数を超える購入備品について、補助対象経費として計上されているにもかかわらず、使用されずに保管されたままとなっていたことから、定員数に見合った備品整備の基準を明確にするよう検討する必要がある。

(イ) 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、補助対象者である協議会の要件については、代表者の定めがあり、かつ、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていることとされているが、上記全ての内容を網羅的に定めていない協議会があることから、北海道告示等で示している協議会として定める事項について、適切な規約内容となるような方策を検討する必要がある。

当該補助事業の補助対象者である協議会全てに対して、規約等の整備状況を確認するとともに、必要な規約等の整備を行うよう指導しました。